

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
厚生年金関係	26 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
厚生年金関係	33 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が平成4年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から同年10月20日まで

A社B事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された労働者名簿から、申立人は、平成4年4月1日から継続して同社B事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A社が加入するC企業年金基金から提出された申立人に係る加入員台帳によると、申立人の同社における加入員資格取得日は平成4年4月1日と記録されており、同基金は、「申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出は複写式の様式を使用していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成4年4月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成4年4月の上記加入員台帳の記録から、18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から同年9月1日まで
年金事務所からの照会により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与に比べ低額となっていることが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年2月28日より後の同年3月12日付けで、24万円に遡及減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人が同社の役員であった記載は確認できず、複数の元従業員は、「申立人は商品企画を担当しており、厚生年金保険の事務には関与していなかった。」旨供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成3年1月から4年2月までは53万円、同年3月は38万円、同年4月から同年11月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年12月31日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与の額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年1月から4年2月までは53万円、同年3月は38万円、同年4月から同年11月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年1月19日より後の同年1月20日付けで、8万円に遡及減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額訂正処理時において、同社の取締役であったことが確認できるが、総務担当の元従業員は、「申立人は取締役であったが、社会保険事務は担当していなかった。当時の同社は資金繰りに苦勞しており、社会保険料の滞納があった。」旨供述し、業務担当の元従業員は、「申立人は業務部長として業務全般を担当していた。」旨供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年1月から4年2月までは53万円、同年3月は38万円、同年4月から同年11月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から同年4月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より大幅に低くなっている。そのため、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年10月26日より後の4年12月10日付けで、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、グループ会社であるB社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間に同社の取締役であったことが確認できるものの、A社に係る商業登記簿謄本では、申立期間において取締役としての記録は確認できない。

また、A社の従業員は、申立人は建築士であり、開発関係の業務を行っていた旨供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 41 年 4 月 5 日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年 10 月 19 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA丸における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 5 日から同年 10 月 19 日まで
A丸に乗船した申立期間の船員保険の加入記録が無い。申立期間に同船に乗っていたことは確かなので、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 4 月頃にB港からA丸に乗船した旨申し立てしているところ、同船舶に係る船員保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日が一致する記録が確認できるものの、資格取得年月日、資格喪失年月日及び職務欄等が空欄となっており、同様に空欄となっている船員がほかに3人確認できる。

そこで、上記3人に照会したところ、うち一人は、昭和 41 年 4 月頃にB港からA丸に乗船した旨供述しており、もう一人は船員手帳を所有しており、同年 7 月 13 日にC港からA丸に乗船した記録が確認でき、申立人を何となく記憶している旨供述している。

上記二人の供述及び船員手帳の乗船記録は、申立人が記憶している内容とほぼ一致していることから、申立人は申立期間にA丸に乗船していたと認められ、上記名簿に記載のある申立人と同姓同名の記録は、申立人の記録であると認められる。

また、上記名簿で被保険者記録が確認できる船員の資格取得年月日は、昭和 41 年 3 月 10 日及び同年 4 月 5 日、資格喪失年月日は同年 10 月 19 日であるが、申立人、同僚の供述及び船員の被保険者記録から、申立人は同年 4 月 5 日にA丸に乗船し、同年 10 月 19 日に下船したと判断することが妥当である。

なお、管轄年金事務所は、「この当時の事業所側の事情及び事務処理についての詳細は不明である。このほかに、書き替えられた資料等は見当たらない。」旨回答している

ことから、社会保険事務所における申立人の年金記録管理が十分に行われていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA丸において昭和 41 年 4 月 5 日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年 10 月 19 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA丸に係る船員保険被保険者名簿の記録から、2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月1日から3年11月16日まで

A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が日本年金機構の文書により8万円となっていることを知った。当時、給料は月額80万円相当であったので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年1月16日より後の同年3月2日及び同年3月4日付けで、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社の事業主及び複数の従業員は、申立人は人事関係を担当しており、会社の標準報酬月額の改定について無関係の立場であった旨回答している。

また、雇用保険の加入記録によると、A社における申立人の離職年月日は、平成3年11月15日と記録されており、厚生年金保険の資格喪失年月日と符合することから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、昭和49年4月から同年9月までは8万円、同年10月は11万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の2万円とされているが、申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額（8万円及び11万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間③の標準報酬月額に係る記録を、同年4月から同年9月までは8万円、同年10月は11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和22年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和46年9月1日から47年7月6日まで
② 昭和47年7月6日から49年4月1日まで
③ 昭和49年4月1日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の加入記録が無い。この期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②の標準報酬月額が、実際の給与月額より低い記録となっているので、記録を訂正してほしい。さらに、申立期間③について、同社は社会保険事務所（当時）に事後訂正の届出を行ったが、時効により保険料が納付できず、年金の給付に反映されないのので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、当初、申立人の申立期間③における標準報酬月額は2万円と記録されていたところ、申立期間③に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の昭和51年12月7日付けで、49年4月から同年9月までは8万円に、同年10月は11万円に訂正されたが、厚生年金保険法第75条

本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正前の標準報酬月額（2万円）とされている。

複数の従業員は、申立期間当時、A社の事業主が、実際に支給された給与に見合う厚生年金保険料を控除していながら、社会保険事務所に対し、実際の給与より低い額が届出されていたとしている。

また、複数の従業員は、「当時、A社の経理処理が適切でなかったため、社員全員で交渉をして改善を求めたことがある。」としているところ、昭和51年12月7日時点において、同社において被保険者であったほぼ全ての者の記録が、申立人と同様に遡って訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間③において、その主張する標準報酬月額（昭和49年4月から同年9月までは8万円、同年10月は11万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の標準報酬月額に係る届出を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に標準報酬月額の訂正に係る届出を行っていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人はA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社に勤務した申立期間①当時の同僚の氏名を記憶していない。そこで、同社に係る事業所別被保険者名簿により申立期間①に厚生年金保険の資格を取得している従業員5人に照会したところ、回答があった4人全員が申立人を覚えていないことから、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

さらに、雇用保険の記録では、A社における申立人の資格取得日は昭和48年8月8日と記録されており、申立期間①における加入記録は確認できない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿による資格取得日は昭和47年7月6日と記録されており、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②当時の事業主は死亡している上、申立人は給与明細書等を保有していないことから、申立期間②における申立人の主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚

生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間②に厚生年金保険の資格を取得している従業員 15 人に給与支払明細書の保有状況を照会したところ、回答のあった 12 人全員が保有していないと回答していることから、これらの者から申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和 55 年 8 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月 29 日から同年 8 月 1 日まで
② 平成 19 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

A社B支店に営業職として勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無い。当該期間に同社B支店から同社C支店への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、D社に営業職として勤務した期間のうち、申立期間②の加入記録が無い。平成 19 年 4 月 25 日支給の給与明細書において厚生年金保険料が控除されているので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、企業年金連合会の記録及び複数の同僚の供述から、申立人はA社B支店に継続して勤務し（昭和 55 年 8 月 1 日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和 55 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、日本年金機構B事務センターは、A社B支店における申立期間①当時の事業主の特定はできないと回答していることから照会することができず、このほか確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおり

の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、D社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士は、同社の厚生年金保険料の控除方法は当月控除であったとしているところ、申立人から提出された平成19年4月25日支給の給与明細書において、1か月の保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人のD社における離職日は平成19年4月29日と記録され、E健康保険組合の記録及びオンライン記録と一致している。また、上記社会保険労務士から提出された退職願によると、申立人は同社社長に同年4月29日付けで、契約更新がなされなかったため退職させていただきます旨記録されていることが確認できることから、申立人は申立期間②に同社に在籍していないと認められる。

一方、厚生年金保険法第19条によると、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法第14条には、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされ、申立人のD社における資格喪失日は、平成19年4月30日となることから、申立人が主張する申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和48年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月29日から同年10月1日まで

A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金基金加入証のとおり昭和48年9月30日まで在籍しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録表、B健康保険組合が保有する被保険者証台帳、申立人から提出された給与明細書、A厚生年金基金の厚生年金基金加入員証及び厚生年金基金連合会からの承継通知書から判断すると、申立人が、A社C支店に昭和48年9月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人の資格喪失日は昭和48年9月29日となっているが、当該基金及び健康保険組合の資格喪失日は同年10月1日となっているところ、B企業年金基金の担当者は、「申立期間においては、基金と厚生年金保険の届出用紙は複写式であったと思われる。」と回答していることから、A社C支店は、厚生年金基金に提出したものと同一のものを社会保険事務所に届け出ているものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和48年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和48年8月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成19年3月は36万円、同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月は34万円、同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年9月及び同年10月は36万円、同年11月及び同年12月は38万円、20年1月から21年8月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月5日から21年9月1日まで

A社における被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与月額より低くなっている。給料明細書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成19年3月は36万円、同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月は34万円、同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年

9月及び同年10月は36万円、同年11月及び同年12月は38万円、20年1月から21年8月までは34万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の代表者印のある健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同被保険者報酬月額算定基礎届と、オンライン記録が一致しており、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納付していないことを認めていることから、事業主は、給料明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、平成2年6月から3年8月までは44万円、同年9月から4年2月までは53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成4年3月31日から同年4月28日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年4月28日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年6月1日から4年3月31日まで
② 平成4年3月31日から5年10月21日まで

A社に営業及び現場監督として勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低くなっており、申立期間②については厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年6月から3年8月までは44万円、3年9月から4年2月までは53万円と記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった（以下「全喪」という。）同年3月31日より後の同年4月28日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正する処理が行われている上、申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正されている者が3人確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は訂正処理日において取締役であったことが確認できる。しかし、申立人は、申立期間当時、営業及び現場監督として勤務し、社会保険の手続に関与したことはないとしているところ、代表取締役二人のうちの一人及び当時の同社の社会保険担当者は、申立人の仕事内容は営業であり、社会保険事務に関与していないとしてい

ることから、申立人が当該減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間①に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年6月から3年8月までは44万円、同年9月から4年2月までは53万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成4年3月31日から同年4月28日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は、同社の全喪日である平成4年3月31日より後の同年4月28日付けで、遡って2年10月の定時決定及び3年9月の随時改定が減額訂正され、4年3月31日と記録されたことが確認できる上、同日付けで申立人と同様に12人が厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は全喪後も法人格を有していたことが確認でき、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

加えて、A社における上記の代表取締役の一人は、同社に社会保険料の滞納があったことを知っているとしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社の全喪後に、申立人の同社における資格喪失日を遡って平成4年3月31日とする合理的な理由はなく、申立人の同社における資格喪失日は、当該処理日である同年4月28日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成4年2月の減額訂正処理前のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成4年4月28日から5年10月21日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の代表取締役二人のうちの一人名は、事業主であるもう一人の代表取締役から、社会保険料の滞納により社会保険事務所から資格停止処分の通告を受けたので各自国民健康保険に入るよう指示があり、社会保険担当者が被保険者証を集めて回った旨供述している。

また、上記代表取締役及び社会保険担当者は、A社の全喪後は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない旨供述している。

さらに、A社が全喪した当時の事業主からは回答を得られない上、同社の全喪日に被保険者資格を喪失した12人に、申立期間の給与明細書の保有について照会したところ、回答のあった7人全員が保有していないとしていることから、これらの者から当該期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年9月5日から31年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を30年9月5日、資格喪失日に係る記録を31年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月5日から31年8月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務中、妊娠が分かり退社している。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和30年9月5日から31年7月1日までの期間について、A社から提出のあった雇入名簿において「雇入年月日は昭和30年9月5日、31年7月退社」と記載されていることから、申立人が30年9月5日に同社において勤務を開始していたことが認められるところ、31年7月のいずれの日において退社したのかについては確認できないが、少なくとも同年6月末日までは勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社において申立期間及び申立期間前後に資格取得している従業員43人の中で、所在の判明した9人に照会したところ、回答のあった4人のうち元従業員二人は、申立期間の同社について、「当時はアルバイトはおらず、正社員のみであった。」旨供述している。

さらに、このうち一人は、「申立人の勤務期間は分からないが、店にはレジが1台しかなく、正社員のレジ係として勤務していた。私は、A社が適用事業所となった昭和30年6月1日付けで厚生年金保険の資格取得を事業主の指示の下、社会保険事務所(当時)に事業主の代理で手続を行った。全従業員を加入させていたため、在籍していれば申立人も加入していたはずである。」旨供述している。

また、当該従業員が記憶する申立期間当時の従業員数とA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録上の厚生年金保険被保険者数が一致することから、同社においては、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種及びほぼ同年齢の同僚の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が届出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年9月から31年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和31年7月1日から同年8月1日までの期間について、上記雇入名簿に記載された申立人の勤務に係る記録によると、申立人が同年7月のいずれの日において退社したのかについては記載されておらず、申立人が同年7月の末日まで勤務していたことについては確認できない。

また、上記のとおり回答のあった従業員4人のうち、「申立人を知っている。」旨回答している二人は、いずれも申立人の勤務期間について、「分からない。」旨供述している。

さらに、A社の担当者は、「当時の状況を知る者に申立人の勤務を独自で調査したところ、在籍していたようだが、申立人の厚生年金保険の取扱いについての資料等は保管しておらず不明である。」旨供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

A社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間は育児休業期間中であるが、賞与は支払われていたことから、同社は平成24年1月に年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の標準賞与額の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支給明細(控え)」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成20年8月18日から21年6月21日までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主により提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年1月17日に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、同法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記「賞与支給明細(控え)」において確認できる賞与額から、5万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 5 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 15 日

A 社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間は育児休業期間中であるが、賞与は支払われていたことから、同社は平成 24 年 1 月に年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の標準賞与額の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された「賞与支給明細（控え）」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成 20 年 7 月 17 日から 21 年 4 月 27 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主により提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 24 年 1 月 17 日に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、同法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記「賞与支給明細（控え）」において確認できる賞与額から、5 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち平成13年4月1日から14年6月1日までの期間及び申立期間②のうち15年5月1日から同年11月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、13年4月から14年3月までは36万円、同年4月及び同年5月はそれぞれ38万円、15年5月から同年10月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月1日から14年8月1日まで
② 平成15年4月1日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録より高い。給与明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成13年4月から14年5月までの期間及び申立期間②のうち、15年5月から同年10月までの期間について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は当該期間に、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成13年4月から14年3月までは36万円、同年4月及び同年5月はそれぞれ38万円、15年5月から同年10月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、上記給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見

合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 14 年 6 月及び同年 7 月並びに申立期間②のうち、15 年 4 月については、上記給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であるため、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、79 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 6 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給料台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、79 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 10 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 5 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 45 万円、19 年 7 月 14 日は 53 万 1,000 円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 48 万円、同年 12 月 14 日は 46 万 4,000 円、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 13 日、18 年 7 月 12 日及び同年 12 月 13 日は 51 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日
④ 平成 16 年 12 月 14 日

- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」及び「支給控除項目一覧表」並びに金融機関から提出された「普通預金元帳」並びに行政機関から提出された「課税検索画面の写し」、「給与支払報告書」及び「市民税・県民税賦課資料について（回答）」並びに申立人から提出された「給与所得の源泉徴収票」及び「市民税・県民税特別徴収税額通知書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日は10万円、同年12月10日は45万円、16年7月13日は48万円、同年12月14日は46万4,000円、17年12月13日は51万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、平成17年7月20日、18年7月12日及び同年12月13日は51万円、19年7月14日は53万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②から⑥までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月14日は38万7,000円、17年7月20日及び同年12月13日は43万円、18年7月12日及び同年12月13日は48万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間⑦に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月13日
② 平成16年12月14日
③ 平成17年7月20日
④ 平成17年12月13日
⑤ 平成18年7月12日
⑥ 平成18年12月13日
⑦ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑤までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑥及び⑦に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間⑦に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正し

てほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「支給控除項目一覧表」並びに金融機関から提出された「お取引明細表」並びに申立人から提出された「給与所得の源泉徴収票」及び「市民税・県民税特別徴収税額通知書」（以下「支給控除項目一覧表等」という。）により、申立人は、申立期間②から⑦までにA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②及び④に係る標準賞与額については、支給控除項目一覧表等において推認できる保険料控除額から、平成16年12月14日は38万7,000円、17年12月13日は43万円とすることが妥当である。

また、申立期間③、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、支給控除項目一覧表等において確認又は推認できる賞与支給額から、平成17年7月20日は43万円、18年7月12日及び同年12月13日は48万円、19年7月14日は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、支給控除項目一覧表等において推認できる賞与支給額及び保険料控除額に見合う標準賞与額（5万円）が、オンライン記録の標準賞与額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年1月1日から7年3月31日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、6年1月は30万円、同年2月から7年2月までは26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成7年3月31日から同年5月12日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月12日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から7年5月12日まで

A社に勤務した期間のうち、平成6年1月から7年2月までの標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低くなっている。また、同社には、同年5月11日まで勤務したが、同年3月31日から同年5月12日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれ記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成6年1月から7年2月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、6年1月は30万円、同年2月から7年2月までは26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年3月31日。以下「全喪日」という。）の後の同年5月8日付けで、6年2月の随時改定及び同年10月の定時決定が取り消され、同年1月に遡及して15万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、同社の役員でないことが確認できる上、同社の複数の同僚は、申立人は製品の販売を担当していたと回答している。

また、A社の事業主からは回答が無いが、申立期間当時の経理担当者は、平成6年から7年にかけて同社の経営状況は良くなく、社会保険事務所が保険料未納分を清算するため、社員の給与を遡って低く修正し、届出されたと回答している。

これらを総合的に判断すると、平成7年5月8日付けで行われた申立人の当該期間に係る標準報酬月額削減訂正処理は、事実上即したものと考えることは難しく、社会保険事務所において申立人の標準報酬月額を遡って訂正する合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該期間の標準報酬月額を、6年1月は30万円、同年2月から7年2月までは26万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成7年3月31日から同年5月12日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人が同年5月11日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社では、同社の全喪日より後の平成7年5月16日付けで、申立人を含めて6名が同年3月31日に遡及して被保険者資格の喪失処理が行われており、この中には、同年4月に標準報酬月額の随時改定が行われた者がいることが確認できる。

さらに、上記経理担当者は、全喪日以後も厚生年金保険料が控除されており、社会保険事務所が保険料未納分を清算するため、従業員の退職日を変えたと回答している。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、平成14年12月*日に解散したことが確認できることから、同社は、当該期間も厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、平成7年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である同年5月12日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記訂正後の平成7年2月の標準報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

3 一方、申立期間のうち、平成6年2月から7年4月までの期間に係る標準報酬月額について、申立人は、給与が減額されたことはなく、同額の厚生年金保険料が控除されていたとして、30万円の標準報酬月額を主張している。

しかしながら、A社は、既に解散しており、同社の元事業主から回答が無いため、申立人の当該期間の厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

また、オンライン記録から、A社の元従業員7名に照会したところ、回答のあった上記経理担当者を含む3名は、いずれも給与明細書等を保有していないため、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

このほか、申立人は、当該期間の給与明細書等を保有しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が平成5年3月21日、資格喪失日が8年12月21日とされ、当該期間のうち、5年3月21日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年3月21日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月21日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

B社は、平成23年10月になって被保険者資格取得日の訂正届を提出したが、時効により保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された辞令発令簿及びC厚生年金基金から提出された基本異動記録等から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し（平成5年3月21日にD社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成5年3月のC厚生年金基金の標準報酬月額の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成6年10月は38万円、同年11月から7年8月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間③について、申立人の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果42万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の37万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間③に係る記録を平成20年7月31日とし、標準賞与額を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月7日から6年10月1日まで
② 平成6年10月1日から7年9月1日まで
③ 平成20年7月31日又は同年8月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬

月額記録が、実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。支給明細書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、B社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間③について同社は標準賞与額を誤って届け出た。不足分の保険料については、既に給与から控除されていたが、同社は標準賞与額の訂正届を提出していなかった。その後、同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年6月から6年3月までの期間は34万円と記録されていたところ、同年4月20日及び同年4月21日付けで22万円に減額訂正されており、同社において被保険者となっている多数の者についても、申立人同様に標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、当該期間当時の元代表取締役等に照会したが回答は得られないものの、当委員会の先例によれば、A社の当時の元代表取締役は、平成6年頃に厚生年金保険料を滞納したことから、「社会保険事務所の担当職員に、その保険料の納付について相談し、助言を受けて手続を行った。」旨供述している。

さらに、A社が加入する健康保険組合から提出された申立人に係る標準報酬月額の記録によると、平成5年10月1日の算定時の標準報酬月額は34万円と記録されており、当該記録は社会保険事務所の訂正前の記録と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月20日及び同年4月21日付けで行われた遡及訂正処理は事実上即時のものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められず、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の5年6月から6年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人から提出された支給明細書及び給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成6年10月は38万円、同年11月から7年8月までは34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③について、申立人から提出された平成 20 年夏季賞与明細書並びにB社から提出された所得税源泉徴収簿、賞与明細一覧表（以下「明細書等」という。）及び回答書により、申立人は、当該期間に同社から賞与として 42 万円の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③に係る賞与の支給日については、明細書等において確認できる平成 20 年 7 月 31 日とし、標準賞与額については、明細書等において確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額から、42 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る標準賞与額について寸志分を含まない当初の支給金額のみで届け出たことを認めていることから、事業主は、明細書等において確認できる保険料控除額に見合う賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年7月15日に訂正し、申立期間の標準賞与額を46万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月15日

A社に勤務していた期間に支払われた申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与の給与支給明細書と預金通帳の写しを提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の賞与支払年月日は平成15年8月15日、標準賞与額は46万2,000円と記録されているが、申立人は同年8月21日に被保険者資格を喪失しているため、当該賞与は厚生年金保険の被保険者とはならない月に支給された賞与とされている。

しかしながら、申立人から提出された給与支給明細書（平成15年7月分賞与）により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の賞与支払年月日については、オンライン記録では平成15年8月15日と記録されているが、申立人から提出された預金通帳の写しには、同年7月15日に上述の給与支給明細書に記載されている銀行振込額と一致する額が確認できることから、同年7月15日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、46万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、代表取締役からは回答が無く、申立期間当時に社会保険の事務を担当していた取締役は既に死亡して

いるため確認できないが、申立人が平成15年7月15日に賞与を支給されたにもかかわらず、オンライン記録では、申立人の賞与支払年月日は同年8月15日と記録され、ほかに102人が申立人と同様の記録となっていることが確認できることから、事業主が社会保険事務所（当時）に同日を賞与支払年月日として届出を行い、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月26日から3年3月1日まで
A社に在職していた期間の標準報酬月額が遡って減額されている。同社には、前勤務先給与と同じ20万円保障で転職した記憶があるので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係るA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、17万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年11月20日）の後の平成4年4月23日付けで、11万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様に平成4年4月23日付けで標準報酬月額が減額訂正された者は、3年4月の同月得喪者一人を除く被保険者12人全員であることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本から、申立人はA社の役員でないことが確認でき、同社の元同僚は、「申立人は庶務事務が担当で、社会保険に関わりのない立場であった。」と供述していることから、申立人は、上記標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た17万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間の標準報酬月額は20万円であったと主張しているが、雇

用保険の記録において申立人の資格取得届における賃金見込月額が16万6,000円と記載されている上、申立人は、申立期間における給与明細書等を所持しておらず、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も所在が不明であることから、標準報酬月額20万円に相当する保険料控除の確認はできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額20万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、平成3年9月は30万円、同年10月から5年7月までは32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間③について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を平成5年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月1日から5年8月31日まで
② 平成5年8月31日から同年9月1日まで
③ 平成5年9月1日から同年10月1日まで

A社に勤務していた申立期間①の平成3年9月の標準報酬月額が30万円から24万円に、同年10月から5年7月までの標準報酬月額が32万円から24万円に、同年9月6日に遡って引き下げられているが、当初の記録が正しいので、調査して、記録を訂正してほしい。

また、申立期間②及び③においては、それぞれA社及びB社という派遣元事業所からC社に派遣され、継続して勤務していたので、それぞれの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社における当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、オンライン記録によると、当初、平成3年9月は30万円、同年10月から5年7月までは32万円と記録されていたところ、同社が適用事業所ではなくなった同年8月31日の後の同年9月6日付けで、遡って24万円に減額訂正されていることが確認できる。

そして、A社の従業員の一人は、申立期間①当時、同社が厚生年金保険料を滞納していたと供述しており、また、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の従業員について、申立人と同様に平成5年9月6日付けで、標準報酬月額が遡って減額訂正されている。

一方、A社の法人登記簿から、申立人は、同社の役員でなかったことが確認できる上、同社及び派遣先事業所のC社の当時の複数の同僚は、申立人は、C社においてドライバーとして勤務していたと供述していることから、申立人が当該減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、社会保険事務所が当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年9月は30万円、同年10月から5年7月までは32万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、申立人の給与支給明細書及び同僚の供述により、申立人は、平成5年8月31日までA社に継続して勤務し、同年8月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成5年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同社は、現在でも法人登記されており、同日においても法人格を有していたことから、申立期間②当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主はA社が平成5年8月31日に適用事業所でなくなった旨の届出を行っていることが認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合

を含む。) 、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、申立人から提出された給与支給明細書及び同僚の供述により、申立人は、申立期間③にB社に勤務し、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、B社は、平成5年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③については適用事業所となっていない。しかし、同社は、法人登記簿では、3年2月27日に法人登記されており、申立期間③において法人格を有していたことから、申立期間③当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

したがって、申立期間③の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる報酬月額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間③の保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間③において、B社は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る平成5年9月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年12月1日から9年11月1日まで
② 平成9年11月1日から10年9月11日まで

申立期間①及び②について、標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられているが、当時は平均すると月額で約60万円の給与を得ていたと思うので、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人のA社における申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、41万円と記録されていたところ、同社が適用事業所ではなくなった平成10年9月11日以降の同年9月21日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当時の事業主は「平成10年頃、当社には社会保険料の滞納が1,000万円以上あったため、社会保険事務所と相談して、役員や従業員の標準報酬月額を遡及して減額訂正する届出を、私が一人で行った。役員や従業員は、この届出については一切関与していないし、その事実も知らない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該減額訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初から9万8,000円と記録されている。

また、A社の当時の経理・社会保険事務担当者から提出された申立期間②のうち平成10年1月から同年8月までの賃金台帳においては、申立人の当該期間における

厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく額であることが確認できる。

そして、オンライン記録において、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、遡って訂正が行われている等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年2月5日から5年4月1日までの期間及び同年8月1日から6年7月30日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、3年2月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から4年9月までは14万2,000円、同年10月から5年3月まで及び同年8月から6年6月までは15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月5日から6年7月30日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成3年2月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から4年9月までは14万2,000円、同年10月から5年3月までは15万円と記録されていたところ、同年4月7日付けで、3年2月に遡って9万8,000円に減額訂正されている。

また、平成5年8月から6年6月までの標準報酬月額は当初15万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月30日より後の同年8月8日付けで、5年8月に遡って8万円に減額訂正されている上、申立人のほかにも複数の元従業員が同時期に標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社が加入していたB厚生年金基金（平成4年9月18日付けで脱退）の記録によると、申立人の平成3年2月から4年8月までの標準報酬月額は、当初のオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社の元事業主は、申立期間当時、同社は厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所から滞納保険料の処理について任せてくれと言われた旨の報告を従業員の経理担当者から受けたと供述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月7日及び6年8月8日付けで行われた標

標準報酬月額の変及訂正処理は事実を即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該変及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の3年2月から5年3月まで及び同年8月から6年6月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年2月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から4年9月までは14万2,000円、同年10月から5年3月まで及び同年8月から6年6月までは15万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、平成3年2月の入社時の給与額は15万円で、毎年ほぼ1万円ずつ昇給し、退職する6年頃の給与額は18万円であったと主張している。

しかしながら、A社の元事業主は、当時の資料が保存されておらず、申立人の給与額については不明であると供述している。

また、申立人が入社した当時、社会保険及び労務手続を担当していた元従業員は、申立人は事務職であり、事務職の採用時の給与額は12万円から13万円であったと思うと供述している。

さらに、申立人に係る雇用保険支給台帳の離職時賃金日額から1か月の給与額を試算すると約15万円となり、申立人の主張する18万円が支払われていたことはいかたがえない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。昭和49年3月31日は日曜日のため、当時の自分の日記には同年3月30日に退職と書いてあるが、自分は同事業所の指示により同年3月31日も同事業所に出社しており、同年4月1日も同事業所に出向いた後に商店会へ退職の挨拶をしていることから、実際の退職日は同年3月31日で、同事業所の事務担当者が自分の被保険者資格喪失日に係る届出を誤ったと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間における日記によると、昭和49年3月31日に係る記載は無いが、同年4月1日に「商店会あいさつ」と記載されていることが確認できる。

一方、雇用保険の加入記録によると、申立人のA事業所における離職日は昭和49年3月30日となっており、同事業所に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の厚生年金保険の資格喪失日は雇用保険の離職日の翌日であることが確認できる。また、申立人が同事業所を退職した後に勤務した事業所を管轄するB県C市役所から提出された申立人に係る履歴カードによると、申立人は、A事業所を同年3月30日に退職と記載されていることが確認できる。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表者の所在を特定することができず、複数の従業員が社会保険事務担当であったとする者は死亡しており、当該複数の従業員は、「退職日である月末が休日であった場合の同事業所における厚生年金保険の取扱いについては分からない。」旨供述し、申立人を記憶する従業員も、「申立人の退職日は分からない。」旨供述していることから、申立人の申立期間における在籍及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿によると、申立期間前後にA事業所を退職した者の被保険

者資格喪失日は、月初の1日が二人、月末が二人（申立人を含む。）、その他の者は月の途中であることから、同事業所における月末退職者の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 20 日から 42 年 4 月 1 日まで
A 社（厚生年金保険の適用事業所名は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には C 社を退職後、すぐに入社したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様、昭和 42 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した A 社の元従業員の供述から判断すると、入社時期は特定できないが、申立人は、申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、上記元従業員を含む複数の元従業員及び同僚は、「自分は厚生年金保険の被保険者資格取得日より数か月程度早く入社した。」旨供述し、そのうちの一人は、「自分は事業主の親族であるにもかかわらず、他の従業員と同様、試用期間の取扱いを受けたため、厚生年金保険の被保険者資格取得日が入社日より後になっている。」旨供述している。

また、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人の B 社における被保険者資格取得日は昭和 42 年 4 月 1 日となっており、当該記録は、同社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の被保険者記録と一致していることが確認できる。

なお、A 社の元代表者の子は、「申立人が勤務していたことは確かだが、当社は既に解散し、資料は何も残っていないため、申立人の入社日及び厚生年金保険の取扱いについては分からない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 4 日から 48 年 10 月 3 日まで
A社が運営する喫茶店Bに勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該喫茶店ではレジ係として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

喫茶店Bに勤務した元従業員及びA社が運営する他の喫茶店に勤務した複数の元従業員は、いずれも申立人を記憶していないものの、申立人が同僚として挙げたマネージャー及びディスクジョッキーについては記憶しており、当該者の厚生年金保険の被保険者記録がA社に係る事業所別被保険者名簿で確認できることから判断すると、時期は特定できないが、申立人は、申立期間に喫茶店Bで勤務していたことが推認できる。

しかし、A社で社会保険事務を担当していたとする複数の元従業員は、「厚生年金保険に加入していた者は事務員や役付きの管理職であり、レジ係などの喫茶店従業員は出入りが激しかったため、基本的には厚生年金保険に加入させていなかった。」旨供述し、また、喫茶店Bの元副マネージャーは、「レジ係や給仕はアルバイト待遇であったため、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」旨供述している。

このため、申立人が記憶する上記マネージャー及びディスクジョッキー以外の複数の同僚並びに複数の従業員が記憶する同僚においても、上記被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

なお、A社は、「当時の賃金台帳等は保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年頃から 62 年 5 月 21 日まで
A社又はその関連会社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A社又はその関連会社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社の関連会社に勤務したとする同僚の供述から判断すると、事業所名及び勤務期間は特定できないが、申立人は、申立期間にA社又は同社の関連会社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、上記同僚は、「事業所名の記憶は無いが、自分は、昭和 56 年 11 月よりA社の関連会社で勤務した。昭和 62 年 8 月にA社の別の関連会社で厚生年金保険に加入したが、それまでは国民年金に加入しており、当時の給与明細書でも厚生年金保険料は控除されていないので、申立人も同年 8 月までは厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨供述している。

また、A社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができず、「当時、B県にあった運送部門に従事する当社及び当社の関連会社の従業員については厚生年金保険に加入させていない者がいたが、昭和 62 年頃からは関連会社の従業員を含め全員を加入させるようになった。加入前については給与から厚生年金保険料を控除することは無かったと思う。」旨供述している。

さらに、A社に係る申立期間当時の厚生年金保険被保険者原票において健康保険の番号に欠番は確認できない。

なお、A社の関連会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から50年10月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の額より低くなっている。給与が減額された記憶は無く、当時の給与所得の源泉徴収票等を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る新本給辞令及び給与所得の源泉徴収票から、申立人の給与は毎年増加していることが確認できる。

しかし、上記源泉徴収票で確認できる社会保険料の金額は、A社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の標準報酬月額から算出される社会保険料額とおおむね一致していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の従業員の申立期間に係る標準報酬月額においても、申立人と同様に推移していることが確認できる上、申立人及び当該複数の従業員の被保険者記録において、標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

さらに、A社の他の支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、他の支店に勤務する複数の従業員の申立期間に係る標準報酬月額においても、申立人と同様に推移していることが確認できる。

なお、B社は、申立期間当時の資料は保管していないとしており、申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23071 (事案 15770 及び 20774 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 1 日から 52 年 3 月 1 日まで

A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことから第三者委員会に再申立てを行ったところ、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないとして記録を訂正できないと通知を受けた。

しかし、前回提出した賃金台帳に修正を加え、当時の給料支払明細書を作成し、A社の元支店長に証明を受けた。また、上記元支店長の供述書、同社に係る閉鎖商業登記簿謄本及び同社B事業所の所在地に係る閉鎖登記簿謄本を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社発行の就業証明については、同社は「申立人が言ったとおりに記載されたもので、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。」とし、また、同僚、元代表者及び元従業員の供述から、申立人の入社時期について特定することができない上、雇用保険の加入記録によると、申立人の同社における資格取得日は、オンライン記録と一致していることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 3 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

その後、申立人は新たな資料として、自ら当時の賃金台帳を作成し、A社の元支店長の証明を受けたとして再申立てを行ったが、当該元支店長は、「申立人の給与及び保険料控除については分からない。確認できる資料は無いが、申立人が記入した内容で間違いないと思い署名押印した。」旨供述している。また、A社は、「当時の賃金台帳等の資料は保管していないので申立人の勤務実態等について確認することができない。申立人から賃金台帳を作成してほしいと依頼を受けたが断った。」旨供述していることなどから、平成 23 年 10 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回提出した賃金台帳に修正を加え、当時の給料支払明細書を作成し、A社の元支店長に証明を受けた。また、上記元支店長の供述書、同社に係る閉鎖登記簿謄本及び同社B事業所の所在地に係る閉鎖登記簿謄本を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」旨主張している。

しかしながら、申立人が提出した賃金台帳及び給料支払明細書に記載された基本給及び通勤手当は申立人の記憶に基づいて作成されたものであり、当該賃金台帳等を確認したA社の元支店長は、「確認できる資料は無いが、申立人が勤務していたことは確かなので署名押印した。ただし、自分は経理及び社会保険担当ではなく、社会保険の手続きは本社で行われていたので詳しいことは分からない。」旨供述し、また、同社は、「当時の賃金台帳等の資料は保管していないので、申立人の勤務実態等について確認することができない。しかし、申立人が提出した賃金台帳等は当時作成されたものではないことは明白であり、当該賃金台帳に記載された内容が、当時の記録と一致していることはあり得ない。」旨供述している。

さらに、今回申立人は、「昭和49年12月頃、同郷であるA社の元支店長と再会した。同氏より、「最近退職者が一人出た。」と聞いたので、自分を雇ってもらおうよう依頼した。」旨供述し、当該元支店長も同内容の供述書を提出しているが、申立人及び当該元支店長が当時退職したとする者の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和52年1月1日であることが当該者に係る厚生年金保険被保険者原票から確認でき、申立人の同社における被保険者資格取得日（昭和52年3月1日）と近接していることが確認できる。

加えて、申立人が提出したA社に係る閉鎖商業登記簿謄本及び同社B事業所の所在地に係る閉鎖登記簿謄本は、申立人が申立期間に同社で勤務し、保険料が事業主により給与から控除されていたことを裏付ける資料とは認められない。

これらのことから、申立人が再々申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23072 (事案 22190 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年5月1日まで
A社(現在は、B社)に勤めていた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いため、第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できないとの理由で記録の訂正は認められないとの通知があった。

しかし、新たにA社で勤務していた全期間に係る給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料明細書及び勤務状況表並びにB社から提出された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書から、申立人は、平成9年4月1日より継続して同社に勤務していたことが確認できるものの、当該給料明細書から申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できることから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年12月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回新たにA社で勤務していた全期間に係る給与所得の源泉徴収票を提出しているが、当該源泉徴収票で確認できる社会保険料の金額は、既に提出を受けている給料明細書で確認できる社会保険料の合計額と一致し、また、オンライン記録で確認できる申立人の標準報酬月額から算出される社会保険料額とほぼ一致しており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23073 (事案 9863 及び 19179 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年から30年2月1日まで

A社に勤務した期間について厚生年金保険の加入記録が無いことから第三者委員会に対して再申立てを行ったところ、同委員会から当初の決定を変更すべき事情は見当たらないため記録を訂正できないと通知を受けた。

しかし、自身のB社に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落していたように、A社に係る被保険者記録も同社がC社に社名変更した際に欠落したことは間違いないので、新たな資料や情報が無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、所在地を管轄するD法務局においても、同社の商業登記の記録を確認することができない上、申立期間当時の代表者とされる者は死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。また、申立人が同社の社名変更後の会社であるとするC社の元取締役は、「申立期間当時のことは記憶に無く詳細は不明である。」旨供述している。さらに、C社に係る適用事業所名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、昭和30年2月1日に、同社が初めて厚生年金保険の適用事業所になり、申立人、代表者、取締役及び二人の従業員の厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認できるなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成22年6月16日付け及び23年8月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「自身のB社に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落していたように、A社に係る被保険者記録も同社がC社に社名変更した際に欠落したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」旨、

当初からの主張を繰り返しているが、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23077 (事案 17935 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月から同年9月まで

A社(現在は、B社)C支店から同社D支店に転勤となった際の厚生年金保険の標準報酬月額が下がっている旨申し立てたが、記録を訂正できないと通知を受けた。同じ時期に他の支店から同社D支店に転勤となった同僚からの平成23年11月付け年賀欠札挨拶状には、年金額の改定が実った旨の添え書きがあり、同じ申立てをした自分の年金改定が受けられないのは納得がいかない。挨拶状を新たな資料として提出するので、再度調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人と同日にA社D支店に異動してきた従業員7人のうち6人の標準報酬月額が、申立人と同様、異動前より低くなっていることが確認できること、また、異動時期は異なるものの同社D支店で申立人と同じ仕事をしている従業員の標準報酬月額も異動前より低くなっていることが確認できること、同社D支店における標準報酬月額の記録について不自然な事務処理が行われた事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成23年6月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな資料として、年金額の改定が行われた旨の添え書きがある同僚からの挨拶状を提出しているが、同僚は、年金額の改定が行われたのはA社D支店に係るものではないと供述している。また、前回の調査内容について再度検証を行ったが、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

以上のことから、申立人から提出のあった新たな資料については、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた複数の元従業員の供述から、勤務期間は特定できないものの申立人が申立期間に同社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和 60 年 6 月 27 日に同社に対し社会保険事務所（当時）による「総合調査」が行われており、その調査結果欄には、資格取得を要する者が 2 名いる旨の記載があることが確認できる上、同調査が行われた翌月に申立人を含む 2 名が同年 4 月 1 日から同社における被保険者資格を取得していることが確認できる。

この総合調査について、年金事務所では、その対象となる事業所の従業員に係る出勤簿及び賃金台帳を確認し、被保険者となるべき従業員の適用漏れがあるか否か、標準報酬月額等が記載内容を正確に反映したものか否かなどについて確認するものであり、適正でない場合にはその場で事業所に届出書を提出させる指導を行う旨回答している。

このことから、申立人は、総合調査の実施以前はA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったと考えるのが相当であり、同社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の資格取得等に係る記載内容に不備な点は見当たらない。

また、申立人のA社における雇用保険の資格取得日及び厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 60 年 4 月 1 日で一致しているところ、申立期間に同社に勤務していた従業員 6 名は、取得日が必ずしも一致していないものの、いずれも雇用保険に加入していた記録が確認できることから、同社では、厚生年金保険と雇用保険の加入について、ほぼ同時に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及び取締役は死亡していることから、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 51 年 6 月 5 日まで
A 社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の退職金支払明細書及び給料支払明細書の一部を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社に係る退職金支払明細書及び事業主の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

また、申立人から提出のあった昭和 46 年 5 月分の給料支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は法人事業所であるが、同登記簿謄本及び事業主の供述から同社の主たる業務は飲食業であり、申立期間当時は、飲食業は厚生年金保険の強制適用事業所に該当せず、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいても、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、事業主は、従業員の若い人たちは、年金は国民年金でよいと言っていたことを記憶している旨供述しており、事業主及びほかの従業員がA社に勤務していたと供述している期間は、オンライン記録によると、各々国民年金の保険料を納付していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 49 年 11 月 1 日から 51 年 10 月 21 日まで

A社で勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は設立間もないため、厚生年金保険は取引先であったB社で加入していた。

また、申立期間②の標準報酬月額が支給されていた給料より低い金額となっている。A社の営業責任者で 20 万円の給与で勤務していた。申立期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、給与は同社で支給されていたが、厚生年金保険はB社で加入していた旨申し立てている。

このことについて、A社の元代表取締役は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和 51 年 11 月 1 日までは、給与の支払及び厚生年金保険の加入はB社であった旨供述している。

しかし、A社は、当時の資料が残されていないため申立人の申立期間①における勤務実態を確認することができない旨回答している。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①当時の代表取締役及び経理担当役員も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社、B社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている当時の従業員並びに申立人が記憶している上司及び同僚に照会を行ったが、申立人を記憶しているとの供述は得られたものの、申立期間①に勤務していたことを確認することはできない。

加えて、B社が加入していたC厚生年金基金から提出のあった事業所別加入員記録及びB社が委託していた労務管理事務所から提出のあった厚生年金保険に関する資料によると、申立人は昭和49年11月1日にB社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、同労務管理事務所は、厚生年金保険の加入手続について、B社からの依頼どおりに厚生年金保険の資格取得手続を行った旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、B社が加入していたC厚生年金基金から提出のあった事業所別加入員記録及びB社が委託していた労務管理事務所から提出のあった厚生年金保険に関する資料によると、申立期間②の標準報酬月額は、いずれも9万8,000円と記録されており、オンライン記録と一致している上、同労務管理事務所は、標準報酬月額の届出については、B社からの依頼どおりに手続を行った旨回答している。

また、申立人が記憶している上司、同僚及び従業員は、当時の標準報酬月額について、B社から支払われていた給料額とおおむね一致している旨供述している。

さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②当時の代表取締役及び経理担当役員も死亡しており、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

加えて、上記被保険者名簿では、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備な点はなく、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月1日から7年2月1日まで
A社に助手として勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務し、保険料を支払っていたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B健康保険組合から提出のあった適用台帳によると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社及び申立人の供述によれば、同社は従業員数が5人未満の個人事業所であり、厚生年金保険の強制適用事業所となる要件を満たしておらず、また、同社は、給与から厚生年金保険料を控除することは無い旨供述している。

さらに、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 5 日から 61 年 3 月 31 日まで
A社及び同社が社名変更したB社（現在は、C社）にアルバイト社員として勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。入社日が記入されている手帳の写し及び預金通帳の写しを提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の取締役から提出された「年代別・B社入社名簿」並びに申立人から提出された手帳の写し及び預金通帳の写しから、申立人が両社に勤務していたことは認められる。

また、申立人が記憶していた上司一人及び同僚4人が申立期間又は申立期間の一部にC社で厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、A社及びB社は、従業員をC社で厚生年金保険に加入させる取扱いであったと認められる。

しかし、C社は、A社及びB社は関連会社ではあったものの別会社であったため、両社の記録は無いと回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険の資格を取得している上司、同僚5人及び従業員15人の計21人に照会したところ、回答があった15人のうち、上司は、アルバイト社員は入社2か月後から厚生年金保険加入が可能と社員に伝え、周知していたとしている。さらに、複数の同僚及び従業員は、アルバイト社員の厚生年金保険は任意加入だったと回答している。

さらに、上記の回答のあった15人のうち、申立人と同様にA社又はB社にアルバイト社員で入社したとする4人は、入社して7か月、8か月、10か月及び25か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、上記の「年代別・B社入社名簿」及びB社の従業員から提出された昭和59年12月発行の社員名簿により、同年1月に入社した申立人を含む26人の年金記録をオンライン記録により調査したところ、12人は厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。また、被保険者記録が確認できた14人のうち9人は、入社して3か月から3年11か月後に資格取得していることが確認できる。

また、上記の昭和59年12月発行の社員名簿によると、申立人を含む9人が、申立期間当時、B社D営業所に勤務していたことが確認できるところ、当該9人の年金記録を調査した結果、5人は加入記録が確認できず、他の4人はC社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらのことから、A社及びB社では、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月から同年 9 月 1 日まで

A社及びA社が名称変更したB社で運転手の助手として勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る閉鎖登記簿謄本の記録、同社の同僚と従業員の供述及び申立人が事業主等を詳細に記憶していることから、申立人が、申立期間において、A社及びB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、B社は、昭和 35 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、B社の事業主及び申立人と一緒に勤務したとする同僚は、昭和 35 年 2 月 25 日にC社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 9 月 1 日に同社で被保険者資格を取得するまでの期間は、厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

加えて、オンライン記録によりB社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得したことが確認できる上記同僚及び従業員二人に照会したところ、3人全員が厚生年金保険の取扱いについて不明であると回答していることから、これらの者からA社及びB社における申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の資

格取得日は昭和 35 年 9 月 1 日であり、B社におけるオンライン記録の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が前年の標準報酬月額より下がっている。平成 13 年、14 年の源泉徴収票では報酬額に差が無いので、調査をして標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社から提出された平成 13 年及び 14 年所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張する 62 万円であるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は 44 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23091 (事案 15428 及び 21913 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 18 日から 40 年 5 月 21 日まで
② 昭和 51 年 9 月 30 日から 55 年 3 月 5 日まで

タクシードライバーとして、A社(現在は、B社)に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。A社に入社して1年半ほどたった頃に、同社はD社に買収され、私自身もD社に移籍した記憶がある。また、C社はE区に所在していたとの記憶がある。申立期間①及び②に両社において勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨第三者委員会に再申立てを行ったところ、同委員会から、申立期間の勤務を確認できる資料が無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないなどの理由により、記録訂正を行うことができないとする決定通知を受け取った。

しかし、当該通知における、私が両社に勤務したことは確認できないとする結論に納得できない。新たな資料や情報は無いが、再度審議の上、各申立期間における厚生年金保険被保険者資格を認めてほしいことから再々申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①にA社において勤務していたと主張しているが、B社は、「当該期間の資料は保管しておらず、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同様に、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 40 年 5 月 21 日と記録されていることが確認できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった3人全員が、「被保険者資格の取得日と入社時期はほぼ一緒である。」と回答している上、このうち一人は、「A社は、当時のタクシー会社としては珍しく採用時に辞令を渡すなど、人事関係

の事務手続は不備なく適正に行われていたと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、昭和 39 年 2 月に A 社に入社して 1 年半ほどたった頃、D 社に移籍した記憶があると主張しているが、B 社の現在の総務担当者は、「D 社が A 社を買収したのは昭和 41 年 12 月だった。」と回答している。

一方、申立人は、申立期間②に C 社において勤務していたと主張しているが、同社は、「保管してある人事資料等を確認したが、申立人に関する資料が無いため、申立人を雇用していた事実はない。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態について確認することができない。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった 3 人全員が申立人を記憶していなかった。

さらに、上記被保険者名簿により、当該期間に C 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 4 人の従業員の雇用保険の加入記録を確認したところ、4 人全員の雇用保険の加入記録が、それぞれの厚生年金保険の加入記録と符合していることが確認できる。

加えて、申立人は、E 区に所在していた C 社に勤務したと主張しているが、F 局から提出のあった同社に係る事業所台帳の写しによると、同社は昭和 42 年 12 月に E 区から G 区に移転しており、申立期間②当時の所在地は G 区であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの理由から、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、平成 23 年 3 月 9 日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、「新たな資料は無いが、A 社及び C 社に勤務したことが確認できないとする結論には納得できない。このため、再度審議の上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格を認めてほしい。」と再申立てを行ったが、申立人の主張を確認できる新たな資料は無く、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、平成 23 年 11 月 24 日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 これに対し、今回の申立てに当たり、申立人は、「新たな資料は無いが、A 社及び C 社に勤務したことが確認できないとする前回及び前々回の結論には納得できない。このため、再度審議の上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格を認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、申立人の主張を確認できる新たな資料は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、各申立期間に

係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には月末まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によれば、申立人のA社における離職日は昭和 61 年 7 月 30 日と記録されており、申立期間に同社に勤務していたことは確認できない。

また、A社は、申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等について確認できない旨回答している。

さらに、申立人は当時の同僚を記憶しておらず、また、オンライン記録から申立人と同日（昭和 61 年 7 月 31 日）に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した従業員及び申立期間にA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員 18 人に照会したが、回答のあった従業員 12 人は、いずれも、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料控除等について確認することができない。

なお、上記照会した従業員のうち、雇用保険の加入記録が確認できた 17 人の離職日は、いずれも厚生年金保険の資格喪失日の前日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 12 日から 16 年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立人から提出のあった申立期間の給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張するように、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社は、「申立人から提出のあった給与明細書について、申立期間当時の書類は処分済みのため、確認できないが、当社のものであろう。」と回答しているが、申立期間の標準報酬月額と報酬月額との相違についての理由は不明としている。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月から29年12月まで
A社(後に、B社)に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な供述及び複数の従業員の回答により、期間の特定はできないものの、申立人がA社の業務に従事していたことは認められる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人及びA社において厚生年金保険の被保険者になっている従業員が記憶する17人の同僚氏名を、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認すると、従業員6人の氏名を確認できないことから、同社では従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿には、健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所(当時)の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 16 年 12 月 10 日
③ 平成 17 年 12 月 12 日

A病院に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。同病院は、申立期間②及び③については、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、給付に反映されない記録となっている。申立期間に賞与は支払われていたので標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院が加入しているB健康保険組合及びC厚生年金基金から提出された申立人の健康保険被保険者記録及び加入員台帳の記録によると、申立期間①に標準賞与額が 40 万円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A病院は申立期間①、②及び③に係る賞与明細書等の申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料は保有していない旨回答している。

また、A病院の申立期間当時の経理担当者は、「当病院は年に2回の賞与の支払があり、申立人にも申立期間①、②及び③に賞与を支払ったと思うが、金額等については不明である。」旨述べている。

さらに、申立人に対し、申立期間に係る業務内容及び賞与からの厚生年金保険料控除額等について、繰り返し文書照会を行ったが、申立人本人から回答を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申

立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

加えて、A病院の複数の従業員は、申立人は、申立期間当時に同病院の総務責任者として勤務し、社会保険の届出事務の責任者であった旨述べていることから、申立人は、同病院において当該標準賞与額に基づく保険料の納付義務の履行について知り得る立場にあったと考えられる。

また、上記複数の従業員は、「申立人に対し、届出がされていないことを何度も言ったが、申立人が賞与支払届の提出を怠っていた。」旨述べている。

当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書において、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、仮に、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間①、②及び③における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び同僚の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、当時の資料を処分し申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できないと供述しているため、元事業主から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社の元従業員に照会したところ、回答のあった 10 名のうちの 8 名が、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は入社日より後になっていると供述している上、そのうちの 1 名は、厚生年金保険の加入の経緯について、入社後 1 年近くたった頃に病気になり健康保険証が無いことに気付き、会社に申し出て加入させてもらったと供述しており、また、他の 1 名は、社会保険への加入を希望するかどうか聞かれたので、同社では、強制加入ではなかったと思うと供述していることから判断すると、同社では、全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人及びA社の事業主が記憶している同僚の 1 名は、上記被保険者名簿に名前が記載されておらず、また、被保険者名簿には申立期間の整理番号に欠番は無いことが確認できる。

なお、申立人は、A社から健康保険証をもらった記憶は無いと供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 7 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 3 月 21 日まで

A社で勤務した申立期間①及びB社で勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間にそれぞれの会社で勤務していたことは確かなので、各申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 55 年 7 月 1 日であり、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、平成 21 年 10 月*日に解散しており、23 年 6 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間①当時の事業主も死亡しているため、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、上記のとおりA社は解散している上、事業主も死亡していることから、当該期間における同社の従業員数について調査ができず、当該期間当時、同社が適用事業所としての要件を充足していたか否かについて確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員 4 人のうち、所在の判明した 3 人に対し、申立人の申立期間①における勤務状況等について照会したところ、一人からのみ回答があったが、当該従業員は、「私自身のA社における勤務期間は、昭和 55 年 7 月 1 日から平成 2 年 5 月 11 日までであり、厚生年金保険被保険者期間と同じである。申立人については知らない。」旨回答しており、当該従業員は、申立期間①に同社において勤務していないことから、申立期間①における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、上記回答のあった従業員から、申立期間①におけるA社の従業員数について確認できないことから、同社が申立期間①において適用事業所としての要件を充足していたかどうかについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人を記憶している従業員の供述により、申立人は、遅くとも昭和61年11月にはB社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、当該期間当時の資料を保管していないことから、申立人の申立期間②及び当該期間後における業務内容・勤務形態の同質性及び継続性並びに厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間②及びその前後の期間に同社において被保険者資格を有することが確認できる従業員48人のうち、所在の判明した38人に対し、申立期間②及びその後の被保険者期間における申立人の勤務状況、業務内容、勤務形態等について照会したところ、11人から回答があり、二人は申立人のことを記憶しているが、このうち一人は「申立人の仕事内容、勤務期間とも分からない。」旨回答しており、残りの一人は「申立人の勤務期間は不明。」と回答していることから、申立人の申立期間②及びその後の被保険者期間における業務内容・勤務形態の同質性及び継続性について確認できず、厚生年金保険料の控除について推認できない。

さらに、上記回答のあった従業員11人のうち一人は、B社における申立期間②当時の社会保険加入条件について、「試用期間が3か月あり、その後正社員として採用して社会保険に加入との説明があった。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23106 (事案 7659 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から45年4月10日まで

A組合及び同組合が衣替えしたB協会のC支部に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、申立期間に同組合及び同協会のC支部に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から記録訂正を行うことができないとの通知を受けた。しかし、私は同組合及び同協会C支部に事務局長として勤め、申立期間の厚生年金保険料は全て納付したはずである。同組合及び同協会のC支部に係る新たな資料を提出するので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社内旅行の写真の表面に記載されている年月日から判断して、申立人は、期間は明確ではないものの、A組合に勤務していたことを推察することができたが、オンライン記録により、同組合は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いこと、同組合の所在地を管轄する法務局から同組合に係る商業登記の記録を得られず、当時の代表者等から回答が得られなかったこと、申立人が記憶している同僚は連絡先が不明のため回答が得られなかったことから、申立人の申立期間当時の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等について確認することができないとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年3月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料として、自身が入手したA組合に係る登記簿謄本、申立人がB協会C支部に勤務していた時に使用していた名刺の写し及び国内旅行業務取扱主任者試験合格証の写しを提出している。

しかしながら、A組合に係る登記簿謄本に住所が記載されている理事24人に照会したところ、このうち、23人については、「あて所に尋ねあたりません」と返送された

ことから回答を得られない。また、残りの一人の元理事の子から回答があったものの、「申立人がA組合において勤務していたか否かについては、父が死亡したため分からない。」旨回答している上、当時の従業員数及び厚生年金保険料の加入状況等については回答が無いことから、申立期間当時の同組合の従業員数及び申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、申立人は、「A組合の従業員数は3人であった。」旨主張しているところ、申立期間当時のA組合の従業員数が申立人の主張のとおり3人であったと仮定すると、同組合は、申立期間当時の適用事業所の要件である「常時5人以上の従業員を使用する事業所」に該当せず、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていなかったと認められる。

さらに、B協会C支部については、同協会に係る登記簿及び同協会C支部から提出のあった同協会C支部の沿革についての資料によると、同協会は昭和31年2月23日にD連合会、40年2月23日に任意団体のB協会として発足し、41年2月*日に社団法人としての認可を受けていることが確認できるが、同連合会、任意団体であった同協会のC支部及び社団法人となった同協会C支部の3つの組織の申立期間における従業員数について、同協会C支部は、「B協会C支部の設立時及び申立期間当時の従業員数は不明である。」旨回答しており、当時の従業員数について確認できないことから、同連合会及び同協会C支部が申立期間当時、適用事業所としての要件を満たしていたか否かについて確認できない。

加えて、オンライン記録及びB協会C支部に係る事業所別被保険者名簿によると、同協会C支部が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和53年3月2日と記録されており、同協会C支部は、申立期間において適用事業所となっていなかったことが確認できる。

また、B協会C支部は、「申立期間当時の資料の保存が無く、また、当時、勤めていた者もいないため、申立人の申立期間の勤務実態、厚生年金保険の届出・納付等については不明である。」旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認できない。

さらに、申立人から提出のあった名刺の写しについて、B協会C支部は、「当時、勤めていた職員がおらず、資料も無いため、当時のものかどうか確認できない。」旨供述しており、当該名刺が同協会C支部作成のものか否かについて確認できない。

加えて、申立人から提出のあった国内旅行業務取扱主任者試験合格証によると、当該合格証の発行年月日は昭和47年9月30日と記載されており、申立期間の後の日付であるため、当該合格証は、本申立てを認める新たな証拠とならない。

以上のことから、申立人から提出のあった新たな資料については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月1日から59年3月1日まで
A社の社員として採用されB社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇主であったA社は、「28年前のことなので契約書等の人事関連の資料の保存が無いため、申立人の勤務期間は確認できない。申立人の保険料控除及び社会保険手続について分かる資料は無い。」旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、「A社からB社に夜間宿直員として派遣された。」旨主張しているところ、A社の担当者は、「当社の「経歴書」によると、B社と守衛業務について契約したのは昭和59年1月からであり、申立期間のうち、昭和58年1月1日から同年12月までの期間は同社の守衛業務の契約前の期間に当たると思う。ほとんどの場合、契約が取れてから職務内容を示して人員募集し採用するので、申立期間に申立人を採用していたことは考え難い。」旨供述している。また、A社から提出された「経歴書」によると、A社とB社の契約時期は昭和57年1月からと記載されているが、B社本社ビルの守衛業務の契約時期は昭和59年1月と記載されており、それより前の期間は勤務地及び業務内容が申立人の主張と異なっていることが確認できる。

さらに、申立人が実際に守衛業務に従事していたB社は、「28年前のことであり、A社との契約書、稟議書等の記録として手掛かりとなる書類が無いため、申立人がB社に勤務していたか不明である。また、申立人との雇用関係が無く、派遣であったので、給与支払及び厚生年金保険の加入についての記録も無い。」旨回答しており、申立人がB社において守衛業務に従事した期間、厚生年金保険の加入状況等について確認できな

い。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員 51 人のうち、連絡先が判明した 36 人に照会したところ、回答のあった 13 人のうち、二人が申立人を記憶していたものの、このうち一人は、「営業担当であったので、申立人がA社からB社に夜間守衛業務として派遣されたことを記憶しているが、申立人の勤務期間は不明である。」旨回答している。

また、残りの一人は、「珍しい名前なので、申立人のことは思い出したが、勤務期間は分からない。」旨供述していることから、申立人の申立期間及びその後の厚生年金保険加入期間における業務内容・勤務形態の同質性及び継続性について確認することができない。

さらに、上記の回答があった 13 人のうち、12 人が自らのA社での勤務期間と厚生年金保険の加入期間について、「一致している。」と回答しており、さらに、A社が厚生年金保険に加入させた時期について、10 人が「入社年月日と同一」と回答している。

一方、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における雇用保険の資格取得日は、昭和 59 年 3 月 1 日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している上、申立人は、申立期間のうち昭和 58 年 1 月 5 日から同年 6 月 22 日までの期間において、雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から10年2月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が20万円と記録されていることが納得できない。報酬月額が、自身の生活に必要な額の42万円であったことは、所持する預金通帳において平成9年12月及び10年1月の振込額が約35万円であったことから推認できる。

申立期間の社会保険料及び税金は他の期間と同額を控除されていたので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額に納得ができない。報酬月額は、自身の生活に必要な額の42万円であったことは、預金通帳の一部の振込記録からも推認できる。また、申立期間の社会保険料は他の期間と同額を控除されていた。」旨申し立てている。

しかしながら、申立人のA社における、資格取得時（平成8年11月）の報酬月額について、申立期間当時の事業主及び給与計算担当者は不明の旨供述しており、申立人から提出のあった預金通帳によると、申立期間のうち、平成9年12月25日及び10年1月23日に同社から、それぞれ約35万円の振込額が確認できるが、申立期間のうち8年11月1日から9年11月28日までの預金通帳は保有していないと供述していることから、当該期間の同社からの振込額を確認することはできない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間における同社の代表取締役二人の所在は不明であり、申立期間当時の同社の事業主は、資料を所持していないため厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、申立人は保険料控除の確認できる資料を所持していないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成8年11月1日の資格取得時は20万円（処理日は同年12月6日）、9年10月の定時決定は20万円（処理日は同年9月1日）、10年2月の随時改定は41万円（処理日は同年2月25日）と記録されていることが確認できる。

一方、標準報酬月額の決定又は改定については、定時決定又は随時改定により変更となるが、随時改定は、直近3か月間の報酬総額の平均額が、その前の標準報酬月額と比べて、2等級以上の差が生じた場合に行われる。

そして、申立人については、平成10年2月の随時改定により41万円の標準報酬月額となっており、申立期間の20万円の標準報酬月額より10等級の差があることが確認できる上、前述の9年12月25日及び10年1月23日のA社からの振込額から判断すると、事業主は、申立期間の標準報酬月額（20万円）より2等級以上高額になったことから、当該随時改定の基礎期間となる9年11月から10年1月までの報酬月額の引上げにより、社会保険事務所（当時）に随時改定の届出を行ったものと考えるのが相当である。

また、申立人は、申立期間を含むA社における勤務期間の報酬月額は同額であり、申立期間の社会保険料の控除額は他の期間と同額であったと主張しているが、申立人提出の預金通帳から確認できる平成11年4月から同年8月までの期間のA社からの振込額は、前述の9年12月25日及び10年1月23日の同社からの振込額より減少していることが確認できることから、9年12月25日及び10年1月23日の厚生年金保険料控除額は、10年2月の随時改定前の標準報酬月額に基づく保険料控除額であることがうかがえる。

なお、上記オンライン記録では、申立人の標準報酬月額の記載内容に遡及訂正などの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月18日から同年11月4日まで
② 昭和38年4月9日から同年4月28日まで
③ 昭和38年7月11日から同年8月14日まで

船員保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答があった。

いずれの申立期間も船員手帳に乗船していた記録があるので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された船員手帳の記録により、申立人がA氏の所有するB船に見習甲板員として勤務していたことが確認できる。

しかし、B船は、申立期間①当時、船員保険の適用事業所となっていない。

また、A氏並びに船舶原簿及び船舶登記簿に記載されている船舶所有者のC氏は所在不明のため、申立人がB船に勤務していたときの船員保険の取扱い及び船員保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、B船の船長は所在不明のため、申立人に係る船員保険の取扱い及び船員保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、申立人はB船における同僚を覚えておらず、申立人に係る船員保険の取扱い及び船員保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳では、A氏、C氏及びB船に係る記録を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①に係る船員保険の保険料控除について覚えておらず、また、船員保険料控除を確認できる給与明細書等を保有していないとしていることから、船員保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人から提出された船員手帳の記録により、申立人がD社所有のE船に一等航海士として勤務していたことが確認できる。

しかし、D社に係る船員保険被保険者名簿において、昭和38年1月1日に全員が被保険者資格を喪失しており、申立期間②において同社が船員保険の適用事業所であることが確認できず、その上、事業主は既に死亡していることから、申立人に係る船員保険の取扱い及び船員保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、E船の船長は所在不明のため、申立人の船員保険の取扱い及び船員保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、申立人は、E船における同僚の氏名を覚えておらず、申立人に係る船員保険の取扱い及び船員保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、D社に係る船員保険被保険者名簿において、昭和38年1月1日付けで船員保険被保険者資格を喪失した20人のうち、所在の判明した一人に照会したものの、「申立人を知らない。」と供述していることから、申立人に係る船員保険の取扱い及び船員保険料の申立人の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳では、D社及びE船に係る記録を確認することができない。

さらに、申立人は申立期間②に係る船員保険料の控除を覚えておらず、また、船員保険料控除を確認できる給与明細書等を保有していないことから、船員保険料の控除について確認することができない。

3 申立期間③について、申立人から提出された船員手帳の記録により、申立人がF氏の所有するG船に次席一等航海士として勤務していたことが確認できる。

しかし、船員手帳においてG船の船舶所有者であるF氏に船員保険の取扱いについて照会したところ、同氏は、「船員保険については、乗船し、雇入れをすると同時に加入させ、雇止めをすると同時に脱退させるというやり方をしていた。ただし、短期間の場合は、船員手帳の期間と船員保険の期間が一致しないことがあるかもしれないが、資料が無くて分からない。また、短期間の場合は、本人が申し出たときは船員保険に入らず、労働賃金を多くもらった方が良いという人もいたようだ。実際の事務手続については、15年前に亡くなっている従業員が担当して、全部やっていたので分からない。」と供述している。

なお、船員保険被保険者名簿においてG船の船舶所有者として記載されているH氏は既に死亡していることから、申立人に係る船員保険の取扱い及び船員保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、G船の船長は所在不明のため、申立人に係る船員保険の取扱い及び船員保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、申立人は、G船における同僚の氏名を覚えておらず、申立人に係る船員保険の取扱い及び船員保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、F氏及びH氏に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間③において船員保険の被保険者であり、所在の判明した35人に照会したところ、申立期間③においてG船に勤務していた4人の従業員からいずれも申立人を知らないとの回答があり、そのうち、一人は「G船に1年以上勤務していた。」と、残りの3人は「G船の船舶所有者が所有する複数の船舶に申立期間③を含めて継続して勤務していた。」と供述している。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳では、申立期間③に係るG船の船舶所有者及びG船の記録を確認することができない。

さらに、F氏及びH氏に係る船員保険被保険者名簿によれば、被保険者証記号番号に欠番は無いことが確認できる。

加えて、申立人は申立期間③に係る船員保険料の控除を覚えておらず、船員保険料控除を確認できる給与明細書等を保有していないことから、船員保険料の控除について確認できない。

4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における船員保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23115 (事案 4189 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月29日から23年4月10日まで
漁船であるA丸に乗船していた申立期間について、船員保険の加入記録が無い旨を平成21年3月に第三者委員会に申し立てたところ、同年9月に同委員会から、記録訂正を行うことができないとの通知があった。
しかし、私は、所持する船員手帳に記載されたとおり、当該船舶に申立期間を含む昭和22年5月29日から24年7月3日まで乗船していたのであるから、申立期間について、改めて審議をして、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る前回の申立てについては、i) 申立人から提出された船員手帳から、申立人が申立期間においてA丸に乗船し、同船の船舶所有者(事業主)と雇用関係にあったことが推認できるものの、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法における労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではなく、申立人の船員手帳記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険資格の取得及び喪失の根拠とすることはできないこと、ii) 社会保険事務所(当時)の記録から、A丸が申立期間において船員保険の適用船舶であった事実や同船の乗組員が申立期間において船員保険の被保険者であった事実は確認できないことから、申立期間に係る船員保険料が給与から控除されたとは考え難いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする平成21年9月30日付けの通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たり、新たな資料等は無いが、申立期間に船員保険の被保険者であったことを認めてほしいとしている。

しかしながら、そもそも、昭和15年3月1日に施行された船員保険法は、被保険者を船員法第1条に規定する船員で船舶所有者に使用される者と規定しているものの、船員保険法の施行当初は、官吏、一般漁船船員及び外国人は適用除外としており、そして、

一般漁船船員を適用対象としたのは22年12月1日であることから、一般漁船の船員であった申立人は、申立期間の前半の同年5月29日から同年11月30日までの期間においては、法制度上、船員保険の被保険者とはなり得なかったものである。

また、A丸の船舶所有者であるBが使用する漁船船員については、他の船舶（漁船）に乗船する船員も含めて、いずれも昭和23年4月10日以降に船員保険の被保険者となっており、Bは、申立人を含めて、その使用する漁船船員について、同日以降、船員保険の被保険者として取り扱っていたものと認められる。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者である事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 15 日から 37 年 7 月 1 日まで
ねんきん定期便を見ながら履歴書を書いていた際に、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに気がついた。申立期間には、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社において勤務していたと申し立てしているところ、申立期間当時、同社に勤務していた複数の従業員の供述により、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 37 年 7 月 1 日であり、同社は、それ以前の申立期間において適用事業所となっていない。

また、B社は、「A社が厚生年金保険の適用事業所になる前の申立期間において、従業員の給与から厚生年金保険料の控除を行うことはあり得ない。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月1日から同年3月29日まで
② 昭和32年8月24日から同年12月17日まで
③ 昭和33年11月1日から同年11月10日まで
④ 昭和34年11月20日から38年9月4日まで
⑤ 昭和38年10月1日から同年11月1日まで
⑥ 昭和39年1月25日から同年7月1日まで
⑦ 昭和39年8月15日から40年1月1日まで
⑧ 昭和40年5月1日から41年11月1日まで
⑨ 昭和42年7月1日から43年8月1日まで
⑩ 昭和43年9月24日から45年1月1日まで

60歳前に、社会保険事務所(当時)で年金受給の相談をしたときに、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。最近になって、知り合いから申立てを勧められたので、恥を忍んで申し立てた。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和45年9月29日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間⑩に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に対する当該脱退手当金の支給記録においては、支給された期間に係る事業所は、10か所に及び、しかも被保険者期間がわずか1か月の事業所が3か所、2か月以上6か月以下の事業所が3か所あり、このような短期間勤務の6か所もの事業所

について、申立人以外の者が承知していたとは考えられず、申立期間に係る脱退手当金を、申立人以外の者が請求したとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 21 日から同年 12 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 1 月 30 日付け A 社発行の退職証明書に、使用期間として昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 12 月 20 日までと記載されていることから、申立期間も同社に継続して勤務し、給与も支給されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと主張している。

一方、B 省 C 局から提出のあった申立人に係る出入国記録調査書によると、申立人は、申立期間を含む昭和 63 年 9 月 13 日から同年 11 月 30 日まで D 国に出国していたことが確認できる。

このことについて、A 社は、出国期間には、同社での就労は不可能であり、申立人は勤続年数が 6 か月未満であることから、同社の就業規則及び給与規程により、申立期間において年次有給休暇の付与は無く、休職も認められていない状態にあったこと等から、当時、退職扱いとしたと推認できるとしている。そして、仮に退職扱いではなく、欠勤又は休職扱いだったとしても、同社の就業規則及び給与規程により、申立期間における申立人に対する給与の支払及び厚生年金保険料の控除の事実は無かったと回答している。

また、A 社の申立期間当時の複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたとの供述を得ることはできなかった。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立期間に係る申立人の A 社における離職日は昭和 63 年 9 月 20 日であり、厚生年金保険の被保険者資格喪失日の同年 9 月 21 日

と符合している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 5 月 30 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。雇用保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は既に解散し、元事業主も死亡しており、申立期間当時の複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社は、申立期間当時、B厚生年金基金に加入しているが、同基金によると、申立人に係る加入記録は無いと回答しており、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、定額保険料が納付済みとなっている。

なお、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間当時の複数の従業員は、雇用保険の資格取得日の1か月から3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は必ずしも雇用保険の加入と厚生年金保険の加入を同時期に手続していたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年から23年4月まで

A事業所又はB事業所という名称の事業所に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、勤務した期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人 (故人) の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のいずれかの期間において、A事業所又はB事業所という名称の事業所に勤務し、軍事用品の製作に従事していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、事業所の正確な名称、所在地及び申立人の同僚等を承知しておらず、申立人が勤務したとする事業所を特定することができない。

なお、A事業所がC社 (現在は、D社) であるとした場合、同社は、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認するも、申立人の記録は確認できなかった。

また、D社は、保管されている昭和20年前後の従業員台帳及び「厚生年金保険被保険者名簿」には申立人の記録は無いと回答しているほか、C社に係る前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者であった複数の者に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B事業所という名称の事業所については、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていることを確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務先及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。